

SAGA2023 国スポ・全障スポ唐津市実行委員会

第2回総会（書面開催）



令和2年10月21日

1 議 案

第 1 号議案

SAGA2023国スポ・全障スポ唐津市実行委員会会則の一部改正（案）

【趣旨】

佐賀大会の2024年（令和6年）開催決定により、佐賀県の愛称が「SAGA2023（さがに一まるに一さん）」から「SAGA2024（さがに一まるに一よん）」に変更されたため、本実行委員会会則を一部改正するもの。

SAGA2023国スポ・全障スポ唐津市実行委員会則の一部改正新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会則（案）</p> <p>第1章 総則 (名称)</p> <p>第1条 本会は、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。</p> <p>第2条～第19条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この会則は、令和2年7月30日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>この会則は、令和2年 月 日から施行する。</p> | <p style="text-align: center;">SAGA2023国スポ・全障スポ唐津市実行委員会則</p> <p>第1章 総則 (名称)</p> <p>第1条 本会は、SAGA2023国スポ・全障スポ唐津市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。</p> <p>第2条～第19条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この会則は、令和2年7月30日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">_____</p> |

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、第78回国民スポーツ大会において、唐津市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

（実行委員会の委員）

第4条 実行委員会は、会長及び次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）を委員とし、委員をもって組織する。

- (1) 関係競技団体、その他の関係団体及び関係機関を代表する者
- (2) 唐津市議会を代表する者
- (3) その他会長が特に必要と認める者

2 会長及び委員は無報酬とする。

(役員の数及び選任)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 5名以内

(3) 常任委員 30名以内

(4) 監事 2名

2 会長は、唐津市長をもって充てる。

3 副会長、常任委員及び監事は、委員の中から総会において選任する。

4 会長及び副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第6条 会長は、会務を総理し、実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第11条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の業務執行及び会計の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(任期等)

第7条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱された日から実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れたときは、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第8条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 顧問及び参与は、無報酬とする。

6 前条第1項及び第2項の規定は、顧問及び参与の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び役員」とあるのは「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第10条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、会長が議長を務める。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはでき

ない。ただし、総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

5 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第11条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長及び副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。

3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

4 常任委員会の議長は、委員長がこれを務める。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託又は委任に関すること。

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

7 前条第4項及び第5項の規定は、常任委員会について準用する。

8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第12条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第7条の規定は、専門委員の任期等について準用する。この場合において、同項中「委員及び役員」とあるのは「専門委員」と、「実行委員会」とあるのは「専門委員会」と読み替えるものとする。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第13条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 その他事務局に関し、必要な事項は会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第15条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

- 第16条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。ただし、設立初年度の会計年度については、この規約の施行の日から翌年3月31日までとする。
- 2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第18条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、唐津市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この会則は、令和2年7月30日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年 月 日から施行する。